

弁護士費用

4 相続

- (1) 法律相談料 初回30分無料, それ以降30分5500円
- (2) 遺言書作成 自筆証書遺言16万5000円~, 公正証書遺言16万5000円~
- (3) 遺言書検認申立 11万円
- (4) 遺産分割

ア 遺産分割協議書作成 16万5000円~

イ 遺産分割協議代理

着手金	22万
報酬金	取得した遺産の11%

- ・協議が成立した場合に報酬金が発生します。お客様が、遺産となる預貯金や不動産を実際に取得したときではありません。
- ・取得した遺産とは、遺産全体の中からお客様が取得できた金額の総額となります。
- ・事件等の内容及び難易度並びに相続人の数等に応じて、上記金額が増減する場合があります。
- ・報酬金の最低額は、33万円程度となります。

ウ 遺産分割調停（審判）代理

着手金	27万5000円
報酬金	取得した遺産の11%

- ・調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。お客様が、遺産となる預貯金や不動産を実際に取得したときではありません。
- ・遺産分割協議代理から引き続き受任する場合は、遺産分割協議代理としての報酬金は発生しませんが、遺産分割調停（審判）代理の着手金として11万円がかかります。
- ・取得した遺産とは、遺産全体の中からお客様が取得できた金額の総額となります。
- ・事件等の内容及び難易度並びに相続人の数等に応じて、上記金額が増減する場合があります。
- ・報酬金の最低額は、33万円程度となります。
- ・出廷日当分として、1出廷につき1万1000円がかかります。

(5) 遺留分侵害額請求

ア 遺留分侵害額請求の協議代理

	遺留分を請求する場合	遺留分を請求される場合
着手金	22万円	
報酬金	取得した遺留分の11%	減額した遺留分の11%

- ・調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。お客様が遺留分を請求する場合、相手方から支払を受けたときではありません。
- ・取得した遺留分とは、遺留分侵害額請求によってお客様が取得できた金額の総額となり

ます。

- ・減額した遺留分とは、相手方の請求（相談受任時以降の最高額）に対して減額した金額の総額となります。
- ・事件等の内容及び難易度並びに相続人の数等に応じて、上記金額が増減する場合があります。
- ・報酬金の最低額は、33万円程度となります。

イ 遺留分侵害額請求調停（審判）代理

	遺留分を請求する場合	遺留分を請求される場合
着手金	27万5000円	
報酬金	取得した遺留分の11%	減額した遺留分の11%

- ・調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。お客様が遺留分を請求する場合、相手方から支払を受けたときではありません。
- ・遺留分侵害額請求の協議代理から引き続き受任する場合は、遺留分侵害額請求の協議代理としての報酬金は発生しませんが、遺留分侵害額請求調停（審判）代理の着手金として11万円がかかります。
- ・取得した遺留分とは、遺留分侵害額請求によってお客様が取得できた金額の総額となります。
- ・減額した遺留分とは、相手方の請求（相談受任時以降の最高額）に対して減額した金額の総額となります。
- ・事件等の内容及び難易度並びに相続人の数等に応じて、上記金額が増減する場合があります。
- ・報酬金の最低額は、33万円程度となります。
- ・出廷日当分として、1出廷につき1万1000円がかかります

ウ 遺留分減殺請求訴訟代理

	遺留分を請求する場合	遺留分を請求される場合
着手金	38万5000円	
報酬金	取得した遺留分の11%	減額した遺留分の11%

- ・和解や判決等によって遺留分請求が認められた場合又は遺留分請求額を減額させた場合に報酬金が発生します。お客様が遺留分を請求する場合、相手方から支払を受けたときではありません。
- ・遺留分侵害額請求調停代理から引き続き受任する場合は、遺留分侵害額請求訴訟代理としての報酬金は発生しませんが、遺留分侵害額請求訴訟代理の着手金として11万円がかかります。
- ・取得した遺留分とは、遺留分侵害額請求によってお客様が取得できた金額の総額となります。
- ・減額した遺留分とは、相手方の請求（相談受任時以降の最高額）に対して減額した金額の総額となります。

- ・事件等の内容及び難易度並びに相続人の数等に応じて、上記金額が増減する場合があります。
- ・報酬金の最低額は、33万円程度となります。
- ・出廷日当分として、1出廷につき1万1000円がかかります。

(6) 相続放棄

- ア 相続放棄申立 16万5000円～
- イ 期間伸長申立 11万円

(7) 限定承認申立 22万円～

(8) 遺言無効の訴え 民事家事事件における経済的利益を基準に弁護士報酬を決定する場合の弁護士費用に準じます。

(9) 遺言執行

ア 基本

被相続人の財産が300万円以下の場合	33万円
被相続人の財産が300万円を超え3000万円以下の場合	(2%+30万円) × 1.1
被相続人の財産が3000万円を超え3億円以下の場合	(1%+60万円) × 1.1
被相続人の財産が3億円を超える場合	(0.5%+220万円) × 1.1

イ 特に複雑又は特種な事情がある場合

弁護士と受遺者との協議により定める額とします。

ウ 遺言執行に裁判手続を要する場合

上記遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する費用を含みます。

(10) 相続サポートプラン

- ア 相続人の調査 5万5000円～
- イ 相続財産の調査 5万5000円～

(11) 成年後見・保佐・補助申立 22万円～

(12) 任意後見人・財産管理 月額1万1000円～11万円

- ・不動産の処分や委任事務処理のため裁判手続等を要した場合は月額報酬とは別に弁護士報酬が必要となります。

(13) 預金を使い込んだ相続人に対する損害賠償請求 民事家事事件における経済的利益を基準に弁護士報酬を決定する場合の弁護士費用に準じます。